

平成18年度臨時国会 著作権法の一部改正について

デジタルコンテンツ委員会*

抄 録 2006年冬の臨時国会において、著作権法の一部を改正する法律が可決・成立し、公布された。これは、知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画」を受けて、2005年度及び2006年度の文化審議会著作権分科会において進められてきた著作権法上の諸課題に関する検討の結果が反映されたものである。今回の改正の内容を紹介する。

目 次

1. 改正の概要
2. 放送の同時再送信の円滑化
 2. 1 放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の権利の見直し
 2. 2 非営利かつ無料で行われる放送の同時再送信に係る権利の見直し
3. 時代の変化に対応した権利制限等
 3. 1 「公衆送信」の定義の見直し
 3. 2 視覚障害者に対する録音図書の自動公衆送信に係る権利制限
 3. 3 特許審査手続等及び薬事行政手続における文献の複製に係る権利制限
 3. 4 機器の保守・修理等における一時的複製に係る権利制限
4. 著作権等保護の実効性の確保
 4. 1 輸出行為等の取締り
 4. 2 著作権侵害等に係る罰則の強化
5. 施行日

1. 改正の概要

2006年12月15日、第165回臨時国会において、著作権法の一部を改正する法律が可決・成立し、同月22日に公布された（法律第121号）。今回の改正は、2006年1月に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」¹⁾と同年8月に公表された「文化審議会著作権分科会（IPマルチキ

ャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書」²⁾の二つの報告書の内容を踏まえたものである。主に、以下の三点について改正が行われた。

- ① 放送の同時再送信の円滑化
- ② 時代の変化に対応した権利制限等
- ③ 著作権等保護の実効性の確保

2. 放送の同時再送信の円滑化

2011年7月に地上テレビ放送のアナログ放送が停止され、デジタル放送に全面移行することが予定されているが、電波の特性などから難視聴地域が発生することが考えられる。その補完路として、ケーブルテレビ放送（有線放送）とともに、IPマルチキャスト放送が期待されている。

IPマルチキャスト放送というのは、インターネット上で複数の情報（番組）を同時に多くの特定の人々に効率よく送る技術的な仕組みである。受信者からみた利用形態は有線放送とよく似ているが、受信者の最寄りの通信設備までは全ての番組が伝送されるものの、受信者との間では受信者がリクエストした番組のみが送られるため、著作権法上は自動公衆送信（第2条第1項第9号の4）に該当するとされている。

放送や有線放送の場合は、その公共性などに

* 2006年度 Digital Contents Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

鑑みて優遇措置が設けられており、実演家及びレコード製作者の権利が限定されている。有線放送に関していえば、実演家は有線放送権（第92条）という許諾権を有しているが、有線放送による“同時再送信”³⁾についてはその権利が及ばないこととされており（第92条第2項第1号）、レコード製作者にはそもそも権利が付与されていないため、有線放送事業者はこれら著作隣接権者の許諾を得る必要がない。一方、自動公衆送信には、そのような有利な取り扱いがなく、実演家及びレコード製作者が送信可能化権（第92条の2、第96条の2）という許諾権を有しているため、IPマルチキャスト放送事業者は著作権者に加えてこれら著作隣接権者の許諾も得る必要がある。

そこで、IPマルチキャスト放送が地上デジタル放送の補完路としての役割を円滑に果たせるよう、権利関係の見直しが行われた。

2.1 放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の権利の見直し

審議の過程では、著作権法上、IPマルチキャスト放送を有線放送（第2条第1項第9号の2）に含めて取り扱うべきとの意見もあったが、今回の改正では有線放送とは別の“入力型”⁴⁾の自動公衆送信として取り扱うこととされた。

具体的には、IPマルチキャスト放送によるテレビ番組の同時再送信について、実演家及びレコード製作者の権利が制限され、報酬請求権化された。これにより、IPマルチキャスト放送事業者はこれら著作隣接権者の許諾を得る必要がなくなり、補償金の支払いのみが義務付けられた（第102条第3～5項）。

一方、有線放送による同時再送信について、前述の通り実演家及びレコード製作者はこれまで何らの権利も有していなかったが、IPマルチキャスト放送との均衡を図るため、報酬請求権が新たに付与された（第94条の2、第95条第1

項、第97条第1項）。

下図の網掛け部分が今回改正されたところである。

	同時再送信手段	
	ケーブルテレビ放送	IPマルチキャスト放送
著作権法上の分類	有線放送	自動公衆送信
著作者	許諾権	許諾権
実演家	権利なし ⇒報酬請求権	許諾権 ⇒補償金
レコード製作者	権利なし ⇒報酬請求権	許諾権 ⇒補償金

図 放送の同時再送信に係る権利関係図

なお、IPマルチキャスト放送による再放送や独自に制作、放送する番組は今回の措置の対象外のため、従来通り著作隣接権者の許諾が必要である。

また、今回の改正で著作隣接権を制限するにあたって、二つの要件が課せられている。

一つは、同時再送信されるエリアが原放送の“放送対象地域”内に限定されていること。この放送対象地域というのは、放送法第2条の2第2項第2号に定める放送対象地域を想定しており、ほぼ県域単位である。これは（放送法上の）放送事業者の事業エリアとの均衡を図ったものである。

もう一つは、放送事業者が有する送信可能化権（第99条の2）を害さないこと。今回の改正では、IPマルチキャスト放送による同時再送信について、放送事業者の送信可能化権は制限されていないため、従来通り放送事業者の許諾を得る必要がある。

なお、個人がインターネットにより、テレビ番組を同時再送信する場合には、これらの要件を満たすことが困難であるため、権利制限されない。また、権利制限の対象を“入力型”に限定しているため、“蓄積型”のビデオ・オン・デマンドも今回の措置の対象外である。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

2. 2 非営利かつ無料で行われる放送の同時再送信に係る権利の見直し

有線放送による放送の同時再送信について、非営利かつ無料の場合は、従来から著作権及び著作隣接権が制限されている（第38条第2項、第102条）が、自動公衆送信による同時再送信には適用されていなかった。この権利制限は、難視聴対策やマンションの景観維持のための共同受信等を目的としたもので、規模も小さく権利者の利益を不当に害しないと考えられることから設けられたものであるが、IPマルチキャスト放送についても、地方公共団体が難視聴対策等を目的として非営利かつ無料で同時再送信を行うことが想定され、その場合には同様の趣旨が当てはまることから、新たに権利制限の対象とされた（同条同項）。但し、前記2. 1同様、同時再送信されるエリアが原放送の放送対象地域内に限定されていることが要件として課せられている。

3. 時代の变化に対応した権利制限等

情報化等に対応して、「公衆送信」の定義が見直された。

また、社会のニーズ等を踏まえて、以下の各項目について権利制限され、権利者の許諾なしに行えることとなった。

- ① 視覚障害者に対する録音図書の自動公衆送信
- ② 特許審査手続等及び薬事行政手続における文献の複製
- ③ 機器の保守・修理等における一時的複製

3. 1 「公衆送信」の定義の見直し

同一構内の「有線LAN」による送信については、著作権者の経済的利益を不当に害するものでないため、従来から原則として「公衆送信」の対象外とされている一方で、「無線LAN」に

ついては、対象から除かれていなかった。しかし、技術の進展とともに「無線LAN」が普及し、著作物の利用のされ方が実質的に同じである「有線LAN」と別異の扱いをする必要がなくなってきたことから、「無線LAN」による送信についても、同一構内におけるものは、「公衆送信」から除外されるよう定義が見直された（第2条第1項第7号の2）。

3. 2 視覚障害者に対する録音図書の自動公衆送信に係る権利制限

点字図書館などの視覚障害者情報提供施設等は、従来から、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するためであれば、公表された図書を録音することが認められていた。しかし、録音した図書を公衆送信することまでは認められていなかったため、これを貸出すためには郵送等の手段に頼るしかなかった。

近年、視覚障害者の情報源が点字本から録音図書に大きく移行するなかで、インターネット等の情報通信技術により録音図書の利用を促進することには極めて大きな公益的価値があり、録音図書を必要とする多くの視覚障害者にとっても情報取得の負担が大きく軽減される。

そこで今回の改正では、点字図書館などの視覚障害者情報提供施設等が、専ら視覚障害者の利用に供するために録音図書を自動公衆送信することが権利制限の対象として明示され、権利者の許諾なしにできることとなった（第37条第3項）。

なお、これ以外の項目についても障害者福祉関係の権利制限規定の見直しの議論がなされたが、実態を十分に踏まえてさらに検討することが要請されている。

3. 3 特許審査手続等及び薬事行政手続における文献の複製に係る権利制限

従来から、裁判手続（行政庁の行う審判その

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

他裁判に準ずる手続も含む。第40条第1項参照)のために必要と認められる場合及び立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合には、その必要と認められる限度において、著作物を複製することが許容されている(第42条)。

しかし、特許審査や薬事行政の手続において、行政庁が申請人(出願人)に理由を提示したり、申請人(出願人)が行政庁にその根拠を示したりするために論文等の文献を複製して添付したいと考えても、上記のいずれの場合にも該当しないことから、その複製については権利者の許諾が必要となる。一方、このような手続は公益性が高く、迅速・的確に審査を行うために、文献の複製を認めてほしいという要望も強く寄せられていた。

そこで今回の改正により、これらの手続のために必要な文献(主に行政庁に提出し、あるいは行政庁が提供する文献)の複製が権利制限の対象とされ、権利者の許諾なしに行えるようになった。また、実用新案、意匠、商標及び特許協力条約に基づく国際特許出願に係る手続についても、同様に権利制限の対象となる(第42条第2項)。

具体例としては、次のような複製が含まれるものと考えられる(文化審議会著作権分科会報告書¹⁾より)。

- ① 非特許文献を出願人に送付するための特許庁審査官による複製
- ② 特許庁審査官からの書類提出の求めに応じるための非特許文献の出願人による複製
- ③ 特許庁への先行技術文献(非特許文献)の提出による情報提供のための複製
- ④ 薬事に関する承認・再審査・再評価制度において国等に提出する申請書に添付するための研究論文等の複製
- ⑤ 副作用・感染症報告制度・治験副作用報告制度において期間内に国等に提出する

ための副作用等の発現に係る研究論文等の複製

なお、上記のような行政手続との関係で必要と認められない文献の複製、例えば医薬品等の製造販売業者が、医薬品等の適正使用に必要な情報を提供するために関連する研究論文等を複製すること等については、今回の権利制限の対象とはされない点に留意されたい。

3. 4 機器の保守・修理等における一時的複製に係る権利制限

携帯電話、パソコン、ハードディスクレコーダーなど、ハードディスクやフラッシュメモリ等の記録媒体(内蔵記録媒体)を内蔵した機器の保守や修理を行う際は、機器内に保存されているデータの消失を避けるため、バックアップ機器等に一時的に複製し、保守・修理後に元の機器に再度複製を行うことが必要となる。しかし、著作権のあるデータ(コンテンツ)の複製は複製権が働く行為と考えられるため、権利者の許諾なしに行うことができなかった。機器に不具合が生じた際に、著作権法の規定による制約のため、コンテンツの継続的な使用ができなくなることは、利用者にとっては納得し難いことであり、機器メーカーや修理業者には多くの苦情が寄せられていた。

一方、この複製行為が権利者に与える経済的な損失はほとんどないと考えられることから、今回の改正により保守・修理後は内蔵記録媒体以外の記録媒体に複製されたコンテンツを消去することを条件に権利制限された(第47条の3第1項)。

保守・修理の代替として、機器を丸ごと交換することも実態として行われているが、製造上の欠陥や販売に至るまでの過程において生じた故障(いわゆる初期不良)に起因して機器を交換する場合については、保守・修理の場合と同

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

様の趣旨が当てはまることから、権利制限が認められた（第47条の3第2項）。

なお、利用者の嗜好による新製品への買換えや、劣化を理由にした買換え等の場合は、権利者の利益を不当に害するおそれがあることから今回の権利制限の対象外とされているので留意されたい。

4. 著作権等保護の実効性の確保

2006年の通常国会において、特許法や商標法等の産業財産権法の改正が行われ、業として行う輸出や輸出目的の所持について、取締りの対象とするための改正がなされ、また罰則についても強化されたことから、著作権法についても同様の改正が行われた。

4. 1 輸出行為等の取締り

著作権や著作隣接権を侵害する行為によって作成された物品（海賊版）を、①情を知って業として輸出する行為、②業として輸出することを目的として所持する行為を著作権等の侵害とみなすこととされた（第113条第1項第2号）。国内において作成すれば著作権等の侵害となる物品の「輸入」は、従来からみなし侵害とされていた（第113条第1項第1号）が、これに「輸出」が加わることとなる。

海賊版を頒布する行為、すなわち公衆に譲渡し又は貸与する行為は、従来からみなし侵害とされており（第113条第1項第2号）、国外への頒布も例外ではないが、輸出行為のすべてが対象とされていたものではなく、例えば特定少数者への輸出のように輸出の形態によっては従来の規定では侵害とみなされる行為に該当しないか、もしくは該当するか否か明確ではなかった。「輸出」を侵害行為の対象として明記することにより、海賊版の国際的流通を効果的に取り締まろうという狙いである。

機動的な防止のために、税関での差し止めが

考えられており、2007年3月31日に公布された改正関税法により、著作権及び著作隣接権を侵害する貨物の輸出を禁止する規定が設けられた。この規定は、著作権法の改正法の施行日にあわせて施行されることとなっている。

特許法、商標法でも同様の改正が行われており、いずれも2007年1月1日に施行されている。

4. 2 著作権侵害等に係る罰則の強化

著作権、出版権及び著作隣接権の侵害罪の個人罰則が、懲役5年以下から10年以下へ、罰金500万円以下から1千万円以下（併科可）へそれぞれ引き上げられ（第119条第1項）、法人罰則が、罰金1億5千万円以下から3億円以下へ引き上げられた（第124条第1項）。また、秘密保持命令違反罪の法人罰則も罰金1億5千万円以下から3億円以下へ引き上げられた（同条同項）。これらは、特許法等の産業財産権法における罰則が強化されたことに伴い、著作権法における罰則を同程度にまで引き上げる点に狙いがある。

但し、著作者人格権などその他の著作権法違反罪については、財産的利益の保護強化を図る産業財産権侵害罪とのバランスという観点とは切り離して考えるべきことなどから、引き上げが見送られている（第119条第2項）。

なお、罰則の引き上げに関連して、法人罰則に係る公訴時効期間が延長された（第124条第4項）。法人罰則規定について、法人と侵害行為者個人との公訴時効の不均衡をなくすため、法人罰則に対する公訴時効を個人罰則に合わせたものである。

5. 施行日

改正法の施行は、2007年7月1日である。但し、入力型自動公衆送信（IPマルチキャスト放送）による放送の同時再送信に係る実演家及びレコード製作者の権利制限（第102条第3～5

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

項)については、同年1月11日に施行されている。

なお、本稿は、小坂拓也（NTTドコモ）、佐久間央（富士ゼロックス）、太佐種一（日本アイ・ビー・エム）、東条統紀（KDDI）、松居由香（ニフティ）によりとりまとめた。

注 記

- 1) 文化審議会著作権分科会報告書（平成18年1月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/

[bunka/toushin/06012705.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06012705.htm)

- 2) 文化審議会著作権分科会（IPマルチキャスト放送及び罰則・取締り関係）報告書（平成18年8月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/06083002.htm

- 3) “同時再送信”とは、放送電波を受信し、一時的に固定（録音／録画）することなく即時に再送信すること。
- 4) “入力型”とは、放送の同時再送信のようにサーバーへの蓄積を伴わない方式をいい、逆にサーバーへの蓄積を伴う方式は“蓄積型”という。

（原稿受領日 2007年3月15日）

